

令和 元年 11月 1日 発行



第150号

行政と町民の調和 (ハーモニー)

草津町議会だより Harmony



第5回 9月定例会

平成30年度 決算を認定

議案（決算認定について）

- 第1号 一般会計
- 2号 国民健康保険特別会計
- 3号 介護保険特別会計
- 4号 後期高齢者医療特別会計
- 5号 公共下水道事業特別会計
- 6号 前口簡易水道事業特別会計
- 7号 水道事業会計
- 8号 温泉温水供給事業会計
- 9号 千客万来事業会計

決算の認定とは？

決算は、4月～翌年3月までの1年間（＝会計年度）の予算と実績を対比して作成されます。

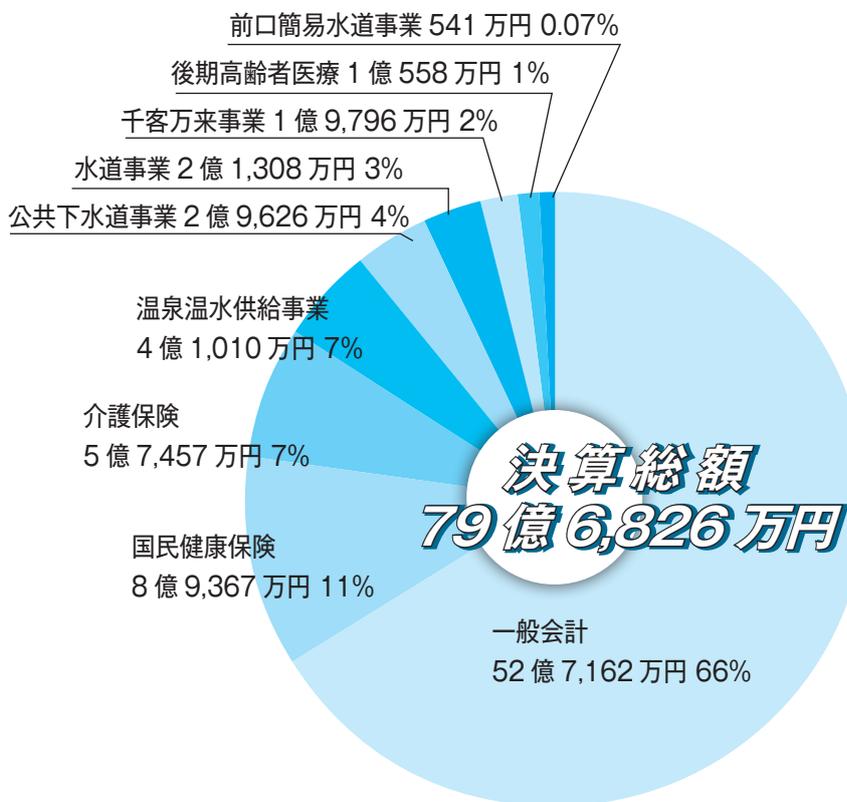
会計管理者は会計年度ごとに決算書を作り、出納閉鎖後3カ月以内に町長へ提出しなければなりません。提出された決算書は、監査委員による審査を経て、最終的に議会の承認を得ることで認定となります。

一般会計とは？

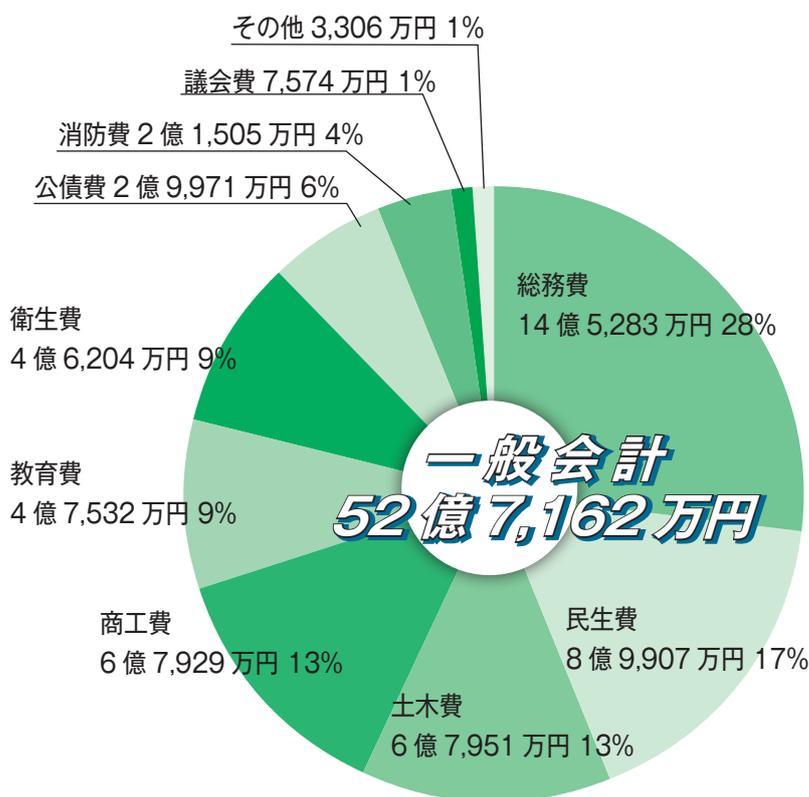
自治体にはいくつかの会計があり、会計ごとにお財布が分かれています。

このうち「一般会計」のお財布からは、福祉・教育・消防・道路事業など、住民の暮らしに直結する幅広い事業を行うためのお金が支出されます。

草津町には一般会計のほか全部で9つの会計があります。これらの会計の決算は、それぞれ個別に議会の承認を得る必要があるため、議案も9つに分かれることとなります。



※企業会計（水道事業・温泉温水事業・千客万来事業）は収益的支出の額



※その他・・・農林水産業・諸支出金・労働費

平成30年度 決算審査意見



宮崎 公雄
監査委員



浅香 勝
代表監査委員

● 一般会計

滞納については昨年度に引き続き減少。町の税に対する毅然とした徴収姿勢を大いに評価する。この姿勢を継続し今後も滞納額の解消に努めてほしい。また、欠損処分については前年に比べ25%と大幅に減少しているが不公平感を招くような、安易な処分を行わないよう望む。

今後とも行政全般にわたり、一層の合理化と節約を旨とした運営を要望する。

● 国民健康保険 特別会計

医療費については昨年度に続き大きく下回ったが、医療の高度化により一人あたりの医療費は微増となっている。滞納額については前年に続き減少しているが、未だ高額であり更なる努力を望む。今後も各種検診の受診率の向上を図り、早期発見・早期治療を促すなど医療費の削減対策を行い健全な運営に向け努力願いたい。

医療費については昨年度に続き大きく下回ったが、医療の高度化により一人あたりの医療費は微増となっている。滞納額については前年に続き減少しているが、未だ高額であり更なる努力を望む。今後も各種検診の受診率の向上を図り、早期発見・早期治療を促すなど医療費の削減対策を行い健全な運営に向け努力願いたい。

● 介護保険 特別会計

被保険者、給付費の増加傾向は本年度も継続しており、今後は地域支援体制の充実を図り給付費等の抑制につながるよう体制づくりを検討されたい。滞納額の30%を不納欠損で処分していることは平等性を欠くことになるので今後は特に注意されたい。

● 後期高齢者医療 特別会計

高齢化により対象者が増加しており歳入歳出いずれも前年度を上回る数値となった。一人当たりの医療費では、今後ますます高額となることが想定される。滞納額は昨年度より若干減少が見られたが、これ以上増額にならないようしっかりとした対策を講じていただきたい。

● 公共下水道事業 特別会計

下水処理場の再構築事業がすでに始まっており、完成には長期間を要することから、現処理場の機器類の修理計画の適正化を考慮し急破修理等避けられない支出の低減化に努めてもらいたい。

● 前口簡易水道 事業特別会計

今後も給水人口の変動による需要への対応と、水量水質の安全、安定供給の維持に努めるよう要望する。

● 水道事業会計

優良な会計ではあるが純利益で昨年度を下回った。節水意識の向上や節水機器の普及が要因と考えられる。滞納額についても依然高額化が懸念され、給水停止処分など厳しい態度で臨むことを要望する。

● 温泉温水供給 事業会計

純利益が前年度を大幅に下回り減収となった。温泉温水施設も老朽化が進み、計画的に修繕や更新を実施し、事故を未然に防ぐよう要望する。滞納額は数年継続している固定化が解消されておらず、厳しい態度で臨み滞納の減少に努めていただきたい。

● 千客万来 事業会計

昨年度マイナスであった純利益が約1億円となり、經常収支比率161%と良好な結果を得た。今後においても大滝乃湯・西の河原露天風呂・御座之湯の三湯を一体としたPRや熱乃湯とのタイアップ等創意工夫をすることで安定的で健全な経営体質を構築していく必要がある。



湯本晃久 議員

ふるさと納税

草津よいとこ元気基金

Q 寄付金の使途の公開についての考えは？

A ホームページなどを活用し積極的に行う。

Q 最近の報道から、各自治体を受け取った寄付金などのように活用しているかを重視して寄付先を決める方が増えている。草津町はその使途についてホームページなどを活用し、より積極的、具体的な開示・アピールを行うことで、さらなる寄付の拡大が期待できると考えるが、町長の意見をお尋ねする。

A ふるさと納税の最大の魅力は返礼品などではなく、自分が選んだ地域に対する寄付金の使途を自分の求める事業に指定できることにつきます。草津町では観光施策や観光振興の充実に対する目的での寄付が多く、有効に使われているのか分かりやすく伝えることが重要であり、できるだけ寄付者の使途に沿うように事業を選択して充当を行い、その結果についてホームページ等を活用し開示を行っている。今後も、町の魅力を高めていくことはもちろん、広告宣伝等のソフト面を充実させることで草津町のブランド力をさらに高め、より多くの方にふるさと納税の選択地として選んでいただけるよう努力をしていく。

一歳入

滞納分の未収入金

Q 滞納繰越分の未収分の請求状況は？

A あらゆる手段を講じ解消できるよう努力する。

Q 一部の歳入において滞納繰越金が減少していない。特に賃貸住宅の使用料と無料化実施前の給食費が前年からそのまま未収となっているが、請求状況をお尋ねしたい。

A 賃貸住宅・前原ハイツの使用料について1名の方の滞納分と、学校給食費滞納分として完全無償化を実現させた平成29年度以前のものであり、小中学校において6世帯12名分の給食費が未収となっている。滞納については善良な納税者との公平・公正を期するため、あらゆる手段を

とって解消にあたっている。今後も、督促・納税催告・納税相談の実施を行い、納税誓約や納税計画による自主納付を促し、応じてもらえない人には滞納処分として財産や債権の差し押さえ、強制換価の実施、等々さまざまな手立てを講じて滞納額の縮減に向けてさらに努力する。

移住・定住対策

Q 移住定住促進対策状況と効果は？

A 移住定住希望者への周知と期待度を高めるまちづくり。

Q 移住定住促進対策の委託料の予算執行状況、そしてどのような知見が得られ、今後の施策反映についてお尋ねする。

A 地方から都市部への人口流出に歯止めがかからない状況が懸念されるなか、若者の流出が加速する地方

では地域の担い手不足が深刻な社会問題である。草津町では、移住・定住を希望される方々への周知を目的に平成30年度において、新たなガイドブックを製作し、今年7月に都内で開催された群馬県内の市町村が参加する「移住・定住相談会」において、12世帯19人の方が草津町のブースを訪れていただいた。このことから魅力あるまちづくりに加えて、移住や定住を考えている方々とのニーズが合えば草津町に移住してくるケースも増えてくると考

妊婦健診委託事業

Q 妊婦健診委託事業費の減少理由は？

A 届出者の減少及び届出時期による減少。

Q 妊婦健診委託事業の執行額が前年度と比較して大幅な減少となっているが、草津町で妊娠・出産された方が少なかったのか、それとも西吾妻福祉病院の分娩業務停止による影響が出たものなのか当局の見解を。
また西吾妻福祉病院の分娩業務停止の状況についてなんらかの変化はあったか。

A 例年妊娠届出件数は30名前後で推移をしており、西吾妻福祉病院での分娩業務停止による影響はないものと考えます。執行額については、前年度に比べ届出者数の減少及び年度後半での届出者が多く、妊婦一般健

診委託料は月毎の支払いになるため前年度より155万円の減少となっている。

西吾妻福祉病院の分娩業務については、昨年12月以降状況に変化はなく、体制の整った沼田市等の連携病院と連絡をとりながら対応をしている状況。

給食センターの燃料費不用品

Q 燃料費を低く抑えられた要因は？

A 設備の更新による抑制。

Q 燃料費70万円余りの不用品について、抑えられた特殊な要因があったのか。

A 給食センターの燃料費の内訳としてLPガスと灯油の予算を確保しているが、給食設備においては、ほとんどの調理器具がLPガスを使用するものとなっている。このなかで食器保

管庫の老朽化に伴う更新を行い、電気で作動する形式に変更したことによって、経費が抑制できたものと分析している。

引き続き節約に努め、安心で安全な学校給食の提供に努める。

国民健康保険特別会計徴収率の伸び悩みと不能欠損の増加について

Q 不納欠損を避ける適切な徴収の手立ては？

A 個別案件ごとに催告、訪問、相談等に努める。

Q 徴収率は他の町村と比較して高い水準なのか、徴収率向上に有効な手立てはないのか。

A 平成28年度より収納率向上施策として、普通徴収の納付方法を原則「口座振

替」とし、現年度収納率は毎年向上しているが、滞納者の固定が顕著になっており、他の市町村と比較し低い水準となっていることから、地方税法の規定に則り更なる滞納処分を強化していかなくてはいけない現状である。

また、グローバル化に伴う外国人の国外転出等による滞納も増加傾向にあり、すでに督促状・催告書の送付、差し押さえ処分の執行、短期被保険者証や資格証明書の交付、給付の差し止め等の措置を講じているが、さらに個別案件ごとの電話催告、個別訪問、その他納税相談等にも努める。



千客万来事業会計指定管理者の人員配置

Q 観光公社の人員配置についての考えは？

A 観光公社に委ねている。

Q 現在の観光公社において、人員不足あるいはその逆といった状況が起こっている部署はあるのか、もしあるなら採用等を含め、今後どのような手立てをお考えか？

A 人材配置などについては、民間事業者の強みを活かして創意工夫のなかで、柔軟に人員を配置し営業していると考えている。町としては、人材育成や職員の採用などを含め、株式会社草津観光公社に経営主体を委ねている。

条例改正

○議案第10号 民

草津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、令和元年10月1日から現行の1号認定（幼稚園該当）・2号認定（保育園該当）にかかる保育料について無償化するため関連の条例を一部改正しました。



定例会

ことが ました

議案はそれぞれの担当委員会で
詳細な審議が行われた後、
最終日の本会議で議決されました。

- 総 …は総務観光常任委員会
- 温 …は温泉温水対策特別委員会
- 民 …は民教土木常任委員会

主 な 内 容 (歳 出)	
町費積立金	+ 2,400 万円
道路新設改良費	+ 1,595 万円
街なみ環境整備事業	+ 1,320 万円
湯畑ツリー、イルミネーション	+ 1,046 万円
クリーンセンター運営管理事業	+ 859 万円
プレミアム付商品券事業	+ 533 万円

○議案第11号 総 民
令和元年度草津町一般会計補正予算（第3次）

【総額】	【補正額】
47億670万円	1億10万円

○議案第12号 民
令和元年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2次）

【総額】	【補正額】
5億5561万円	110万円
予備費	
143万円	143万円

令和元年度 9月補正予算（事業会計）					
会計名		補正額		補正後の額	
議案第13号	水道事業会計 (第1次) 民	収益的	収入	175万円	2億5,613万円
			支出	484万円	2億2,278万円
		資本的	支出	437万円	2億256万円
議案第14号	温泉温水事業会計 (第1次) 民	収益的	支出	284万円	4億3,084万円
			資本的	収入	2,214万円
		資本的	支出	228万円	2億2,791万円

○議案第15・16号 温
温泉引用者移転許可

- ・大東館
- ・湯畑源泉 217㍓/分
- 新 (有) 湯畑開発
- 取締役 山本 俊祐
- 旧 (有) 湯畑開発
- 取締役 徳原 榮輔

- ・草津温泉ホテルリゾート
- ・万代源泉 197㍓/分
- 新 (有) 湯畑温泉
- 取締役 山本 俊祐
- 旧 (有) 湯畑温泉
- 取締役 徳原 淳子

○議案第17号
草津町教育委員の任命に関する同意

- ・田村 長三さん（再任）

○議案第18号
草津町名誉町民の推挙に関する同意

- ・メアリ・ヘレナ
- ・コンウォール・リーさん

報告

○報告第1号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の報告

すべての財政指標が良好な結果であったと報告がありました。

○報告第2号

第三セクター等の会社にかかる決算報告

草津町観光公社、草津町社会福祉協議会、白根草津パークランド、にしあがつま福祉会、草津温泉フットボールクラブの決算報告がありました。

第三セクターとは？

地域開発などのために、地方公共団体（第一セクター）と民間企業（第二セクター）が共同出資して設立する事業体のこと。公共的な事業を、民間の資金と能力を導入して行おうとする、民間活力活用方式の一つです。

こな
きまり

発議 (議員提案)

発議第1号

国連各委員会の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の提出
提出先

- ・内閣総理大臣
- ・外務大臣
- ・内閣官房長官
- ・沖縄県知事

要旨

「沖縄の人々は先住民族」という国連各委員会の誤った認識を正し、勧告を撤回するとともに、この誤った認識がこれ以上国際社会に広まらないよう速やかに正しい沖縄の情報を多言語で発信することを強く要望します。

議案一覧および審議結果

	出席者数	賛成	反対	審議結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					有坂 太宏	市川 祥史	安井 尚弘	新井 祥子	金丸 勝利	中澤 康治	湯本 晃久	中澤 広夫	後藤 文雄	黒岩 卓	宮崎 公雄	宮崎 謹一
【7月臨時】令和元年度草津町一般会計補正予算(第2次)	12	11	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【7月臨時】工事請負契約の締結	12	10	1	可	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
【7月臨時】工事請負契約の締結	12	10	1	可	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
【7月臨時】財産の取得	12	10	1	可	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
【7月臨時】特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例一部改正	12	10	1	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
平成30年度草津町一般会計歳入歳出決算認定	12	10	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成30年度草津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	12	10	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成30年度草津町介護保険特別会計歳入歳出決算認定	12	10	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成30年度草津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	12	10	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成30年度草津町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定	12	10	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成30年度草津町前口簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定	12	10	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成30年度草津町水道事業会計歳入歳出決算認定	12	10	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成30年度草津町温泉温水供給事業会計歳入歳出決算認定	12	8	3	可	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○
平成30年度草津町千客万来事業会計歳入歳出決算認定	12	8	3	可	×	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○
草津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	12	11	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和元年度草津町一般会計補正予算(第3次)	12	11	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和元年度草津町公共下水道事業特別会計補正予算(第2次)	12	10	1	可	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
令和元年度草津町水道事業会計補正予算(第1次)	12	10	1	可	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
令和元年度草津町温泉温水供給事業会計補正予算(第1次)	12	10	1	可	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
温泉引用者移転許可	12	11	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
温泉引用者移転許可	12	11	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
草津町教育委員の任命	12	11	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
草津町名誉町民の推挙	12	11	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

可…可決 否…否決 ○…賛成 ×…反対 議長は採決に加わらない為「-」で表示しております。

請願・陳情一覧および審議結果

件名	要旨	請願・陳情者	付託委員会	審査結果
日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書	日本政府に「沖縄県民は先住民族」という国連の誤った認識と勧告の撤回を求める意見書を国、沖縄県知事に提出してください。	一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラム 理事長 仲村 覚	総務観光 常任委員会	採択
米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情	宜野湾市民の安全な生活を確実に守るには、米軍普天間飛行場を辺野古地区に移設するしかないため、国等関係機関に対して米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書を提出するよう配慮してください。	宜野湾市民の安全な 生活を守る会 会長 平安座唯雄	総務観光 常任委員会	不採択

総務観光常任委員会

議案第11号 令和元年度
草津町一般会計補正予算
(第三次)

Q 湯畑ツリー&イルミネーション事業の増額の詳細は？ 昨年は70万だったが。

A 昨年使用したツリーがイベント期間内に対応出来ない状態なので、別のツリーを予定している。イルミネーション等電気設備などで760万円、ツリーの移設費用等で286万円。合計1046万円となり、誘客対策に活用したい。

Q 昨年使用したツリーが山に戻されている事から、現状の写真を併せて展示してはどうか？

A 写真は展示しましょう。

Q 群馬県移住支援事業補助金について？

A 県からの指示額に基づく予算計上で、県が4分の3、町が4分の1の負担割合、助成金としては、世帯

当たりと独自の2種類。東京都圏からの方をポータルサイトを通じて募集。就職が基本で、最低3年間住むなどの条件で、給付対象になること。東京での説明会には7番目に来訪者が多かったが、移住までは現在のところ至っていない。

Q プレミアム付商品券事業はどのようなものか？

A 対象世帯1400件。金額は2万円で購入。5千円分のプレミアムがつく。使用方法としては、温泉感謝券と同様な扱いにした。町内のみで使用してもらう。

Q 街なみ環境整備修景事業の予算と件数は？

A 国からの交付金でおこなっている事業なので、今後国の予算が増えれば対象事業が増えると期待している。今年17件の申請がある。

Q 総務費の中で、賛助会費の中身は？

A ユネスコパートナーと言って、山之内町、高山村(長野県) 嬭恋村・草津町・中之条町の5町村で協会を作っている。5年で管理運営計画を作っている。その負担金。

Q コミュニティ助成事業で採択になったものとは？

A 申請は馬場、立町、昭和が行った。申請が通ったのは立町のテントや祭りに関わる助成。コミュニティ助成事業は大変人気であり、県全体で調整するもの。コミュニティ助成については区長会でも話し合い順番に申請することにした。

陳情6 「日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書」

Q 政府の見解や賛同している議会はあるのか？

A 外務省のホームページ

資料には、本陳情書にあるとおり沖縄県民を先住民とは認めてないとの記載がされている。他の議会は数件賛同している。

慎重審議の結果、要請された意見書の文章を吟味して提出する事とし、6人全員一致で採択しました。

陳情7 「米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情」

この陳情については、6月議会に提出された同様の陳情書と同様に扱うべきで、主旨は理解するが、国に任せるべき問題ではないか？などの意見が出され、採択1人、不採択5人という結果、不採択となりました。

【付託議案外】

Q 地蔵地区再整備スケジュールについて教えてほしい。

A 9月より堀口床屋跡地に現場事務所を設置し、順次整備に取り組む。構造物の解体や樹木伐採、取付道路の整備など。

また高台の整備は来年度の工事予定。

○気象庁訪問報告

9月3日に町長が気象庁を訪れ、草津白根山の関係で、気象庁・火山地震部長他8名と話し合いを行った報告がされました。

○ふるさと納税関係について

Q 国地方係争委員会が大阪府泉佐野市の主張をみとめたが？

A 総務省の対応が、税法改正前であるにも関わらず、泉佐野市を「ふるさと納税」の対象から除外したことが問題であるとの係争委員会の判断によるものだと思われる。草津町は決められたルールを守って引き続き「ふるさと納税」を活用していく。

民教土木常任委員会

草津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

Q 町の負担と対象者数は？

A 月額102万、年額で約1200万の負担予定、93名が対象。10月から半年分は国費。

一般会計補正予算

Q 町営住宅退去時に25万位かかると言っが本当か。

A 利用状況による。退去時に見積りし修繕費を頂くが、経年劣化によるものについては請求できない。

Q 行旅病人及び行旅死亡取扱事業は。

A 身元引受人がいない方の費用、県の費用になるが、町の立て替えを計上。

Q 放課後児童5、6年生の利用状況は。

A 7名が利用。児童の7割がスポーツ少年団に入っているからか思ったほど利用者がいなかった。

水道事業補正予算

町単独のシステムを広域システムに移行したことで、5年間で約600万の削減予定。

温泉温水供給事業補正予算

Q 水道料金の消費税は。 A 10%になる。ペットボトルの水は飲料なので8%。

Q 需給状況はいかがか。

A 冬から春がとんとんのが心配。夏から秋は十分です。今後は、水源確保が必要。

下水処理場再構築に係る工事発注について

事業委託先から公募したが、8月5日まで入札無し。再度入札条件を見直し再入

札になる。

〔付託議案外〕

Q 新しい水源の調査はすすんでいるのか。

A 2つの水源を調査予定。

Q 水量予測に関して、人口減に対し施設増の予測は加味しているのか。

A 施設増に伴う水量予測は入れていない。また、節水技術による水量や大型施設の利用で個人使用料が安くなる等、長期にわたる事業を4・5年間隔で見直しをしていく。

道路愛護デーについて

10月30日の予定。(予備日31日) 議員は全員視察。

共同浴場について

◎町長より、共同浴場については、一定のサイクルで建て替えを行い、区の中心になるような外観の良いものを作っていきたいとの答弁がありました。

温泉温水対策特別委員会

〔付託議案外〕

●3年に1回の温泉引用更新許可申請時に、草津町温泉使用に則(のつと)り、個人許可の温泉を法人所有の施設が使用し、または、逆の場合についても、実態に適合することが条例の本旨である故、更新申請時に際して、指導するよう当局に

要請いたしました。

また、会社法改正により、M&A、会社合併、第2法人などの問題も検討し、温泉引用許可法人に対する移転許可についても、公平を期することを、今後の課題として研究をされるよう、当局に要望いたしました。

火山対策特別委員会

〔付託議案外〕

Q 草津白根火山の活動状況について

A 湯釜湖水の成分濃度が高い。噴火警戒レベル2にある。最終的には気象庁の判断になるがしばらくの間様子を見る。

Q 入山規制を突破する者がいる。

A 自己責任で対処していく。ピラ配りは車を停車させることに意義があるが、来年は降はピラ配りはやめて別の方法を検討する。

Q 草津観光公社の実績について

A BanZip TENGUの相乗効果でプレイゾーンも繁盛している。当初目標2000万円が5か月で達成している。

議 案 質 疑 討 論

議案第1号 H30一般会計決算



中澤広夫 議員

問

個々の基金に増減があるが総額にはさほど変動がないのは？

答
性質別運用とバランス考慮の成果

Q 草津よいとこ元気基金は3億1千500万円の減、一方で財政調整基金等は伸びている。基金全体を相互の運用でカバーできるといふことか。また、介護給付費準備基金の今後の見通しは。

A 総務課長 基金調書では草津よいとこ元気基金は約3億円の減となつているが平成30年度では寄付金額6億4700万円で積み立てと取り崩しの差額となつている。元気基金はふるさと納税として使う目的。調整、整備、減債基金はいざという際の積み立て。基金全体で3億円程度の変動は対応できると考えている。

A 福祉課長 2025年には団塊の世代が介護を受ける時期となり介護保険費用は増大すると思われる。
A 町長 制度上、基金は資金流用ができない。介護保険会計で

はやり繰りにより基金が増加してきた。加入者努力として保険料を減額しており日本一低額に近いと自負している。

議案第8号 H30温泉温水供給事業決算



後藤文雄 議員

問

温泉配湯管は特定メーカーの特別仕様品を使つているのか

答

一部では使用している

Q 以前、草津仕様として高額な配湯管を使用していたようだが近年ではどうか。

A 温泉課長 仕様については場所によつて一般的なものも使用している。

A 町長 草津町の特殊性から草津仕様として使用していたが価格競争を働かせる意味から指示もしてきた。

問

温泉管敷設替えの県工事との連携は

答

全く同感である

Q 配管工事について、同じ場所を掘り返すなどせずに県の工事計画に連携した敷設工事ができないか。

A 町長 町内事業は敷設替えを道路改修に合わせるなど対応している。県との調整に対しても全く同感であり今後も取り組んでいきたい。

議案第9号 H30千客万来事業会計決算

新井祥子 議員

問

観光公社決算報告において時間湯の経理に関する不明瞭な事項について修正等があるべき

答

観光公社への指定管理であり監査は相手方の職権である

Q 6月定例会で時間湯会計の不正が問題提起されているが第三セクター等の会社にかかる決算が適正に報告されていることに矛盾を感じる。解明には内部調査ではなく議会本来の調査で公に分かるようにしていただきたい。

A 町長 草津町は観光公社に対して行政行為として指定管理による業務を任せており監査については相手方の職権である。公の調査というのであれば法に基づく議会の調査権である百条調査を発動することになる。

議案第10号 草津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

市川祥史 議員

Q 初年度は国財源とのことだが翌年度から町が負担する金額はどのくらいか。

A こどもみらい課長 交付税特別会計で対応となる予定だが金額は確定していない。翌年度以降は普通交付税算入。

議案第11号 R1一般会計補正予算(第3次)



宮崎謹一 議員

問

公営住宅、賃貸住宅の入居率は
町営住宅は8割を超える
が公営住宅は4割未満

答

Q 住宅管理費が高額。町営住宅

議 案 質 疑 討 論

は住民福祉面からやむを得ないが
公営住宅の前原ハイツは入居率向
上に努めてほしい

A 土木課長 入居率は町営住宅
84・52%、前原ハイツ38・89%
A 町長 収入家賃より維持費
がかかる現状。今後の高齢者対応
等を模索し経費節減に努めたい。

後藤文雄 議員

問 街なみ景観整備助成事業
の件数は

答 今年度17件、昨年度が10件
である

Q 協定を結んでいない方も新たに
協定を結べば助成が可能か
A 町長 この事業は国の制度
を活用したもので地域の自発的な
ルール作りからスタートした。地
域ごとのルールがあれば可能であ
る。

金丸勝利 議員

問 プレミアム付き商品券事
業の具体的な内容は
答 対象者に申請通知を送付
し購入していただく

Q プレミアム付き商品券の購入
対象はどのような方か。購入手続

きが複雑にならないように対応を
いただきたい。

A 総務課長 消費税の引き上げ
に伴う事業であり、本年度住民税
非課税、子育て世帯で平成28年4
月から今年9月30日までに生まれ
た子のいる世帯が対象。購入引換
券の交付申請書を郵送し申し込ん
でもらい購入引換券を発送。商工
会でプレミアム権を購入していた
だけ。2万5千円分の商品券を2
万円で購入してもらう。この方式
は国の指導に基づくものでありご
理解いただきたい。

新井祥子 議員

問 放課後児童健全育成事業
は臨時職員を何人増員す
るのか

答 1名の増員が必要にに応じ
たスポット対応も考慮

Q 現在の支援員の人数は。
A 教育委員会事務局長 現在5
名で今回の補正予算対応により6
名となる。状況に応じ逐次雇用も
考慮する。

問 準要保護就学援助費の事
業内容は
答 生活困窮世帯への学用
品、修学旅行費の補填

Q 事業内容と該当人数は。

A 教育委員会事務局長 生活保
護世帯に準ずる生活困窮世帯への
学用品、修学旅行費を補填する。
現在小学校13名、中学校14名を認
定。

問 社会教育費の建物事業の
内容について
答 メロディハウスの漏水対
策

Q どのような事業内容か。
A 教育委員会事務局長 メロデ
ィハウスの漏水に伴うバルブ配管
の敷設替え。



宮崎公雄 議員

問 群馬県移住支援事業につ
いて
答 草津町への移住者に支援
金を交付する。

Q 具体的な事業内容はどのよう
なものか。移住者が増加すること
は大変良いことであり就業促進や
人口増加対策を積極的に推進して
ほしい。事業設定件数を超えた場
合の対応も検討してほしい。
A 企画創造課長 首都圏に5年
以上就業していた方が草津町へ転

入し、群馬県が開設する求人登録
ウェブサイトを掲載事業者に就業す
ることが条件。移住後の期間も決
められている。条件に応じ1世帯
100万円、単身者では60万円を支援。
群馬県全県下で実施されており草
津町の対象は3名。

草津町名誉町民推挙

後藤文雄 議員

問 名誉町民の推挙を契機に
コンウォール・リー女史
の著名を高めてほしい。
答 憲章碑を建立し功績を称
えたい

Q リー女史の功績について学校
授業に活用し、記念館訪問などに
よりリー女史の存在を忘れないよ
うにしてほしい。

A 町長 以前より頌徳公園の
碑を守られていた方々から名誉町
民推挙のお話をいただいていた。
本来はメダル贈呈であるが受け取
る方も特定できないため記念プレ
ートを作成し頌徳公園に憲章碑と
して掲げたいと思う。リー女史は
ハンセン病の歴史の象徴のような
方だと思つたので、子供たちに知っ
てもらふことには賛成であり教育
委員会とも相談して進めたい。

※一般質問は質問者の責任で編集されています。



金丸勝利 議員

Q：平成二十九年十二月の定例会で質問をしました空き家対策について、その後の状況をお聞きします。

Q 前回、質問させていただいた時点では、特定空き家の基準に基づく調査は行っていないとお答えでありましたが、その後、倒壊のおそれ

衛生上有害と思われる特定空き家の調査を行いましたでしょうか。調査をしたのであれば、現在、何軒あるのか。また、特定空き家に準ずるような空き家は何軒あるのでしょうか。

最近あった事例ですが、「ある空き家の石垣が崩れそうで非常に危険な状況です」と、町当局にお伝えをしました。

その家は、屋根が剥がれているなど適切な管理がなされていない家です。担当する課が所有者に連絡、所有者は石垣の改修だけでなく家の撤去をしようとしたが、固定資産税が上がるのを知り、家の撤去は取りやめをしてしまったそうです。このままでは、このような事例のように、さらに老朽化した空き家がふえていくとも思われます。

町の中心街や観光エリアでは、町長の政策等である、またまちなみ環境整備事業や業界の努力により、すばらしい町並みに進化をしています。周辺の住宅街は、草津町を支える町民の生活の場であります。町民の安全、衛生面の観点からも、空き家対策の事業をぜひ検討していただきたい。近隣の町村では、空き家撤去の補助等を行っている自治体もあります。町長のお考えは。



町長 現在、特定空き家についての調査は実施していない、特定空き家の戸数、または特定空き家に準ずる建物戸数も把握出来ていない。

空きと思われる戸数の調査は、平成二十八年度に実施し、三カ年が経過しようとしており、この期間中に取り壊しを行った建物、また新たに空き家となった建物、危険度を増した建物等もある。前回よりは一歩進めた調査を実施し、実態把握した上で、平成二十七年に実施された、空き家対策の推進に関する特別措置法第四条にある市町村の責務として、「空き家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家に関する対策の実施、その他の空き家等に関する必要な措置を適切に講じるため努めるもの」とさ

れているので、今後、条例等の整備を含めて検討してゆく。

空き家については、ふえてきているのではないかと認識し危惧している。地域の防災を含む安全面、衛生面、景観面など都市計画上の観点から、空き家対策については今後重要な施策の一つと考えている。

これまで町としては、町民に危険が及ぶと思われる建物の所有者に対しては、厳正に対処している。

空き家撤去の補助については、今後検討する。



中澤康治 議員

Q 42℃に下げたことについて

Q 8月1日急遽、世界医療遺産ともいえる地蔵の湯の「時間湯」は危険だからという理由で閉鎖された。漫画の図書館の通路の為に150年の伝統を簡単に潰すのは暴挙ではないか？

草津町条例第23号「草津町時間湯浴場の管理及び利用料」の第一条に「この条例は、古来より続く草津温泉独特の入浴法（以下「時間湯」という。）の保存、継承云々とある。この時間湯は古くから湯長が浴温48℃時間3分間を入浴指導するもので万民が認める入浴法である。勝手に「無人又は見守り付き入浴温42℃にしたのは条例違反ではないか？」

か？

町長

地蔵地区の整備は漫画図書館だけではない。計画から3年経ってその通路は芸術的で計画のシンボルである。地蔵の湯を潰す通路というのは暴論である。また条例違反というが、条例の何処に時間湯を48度にすると書いてあるか？

湯長を置くと書いてない。「古来より続く」というが古来の定義が何処に書いてあるか？

但し時間湯の文化、作法は保存、継承する。時間湯は弁護士や日本温泉地域学会からも通知を貰いましたが法律論としての外れであると思う。最終的に決めるのは裁判所だから、手続きをとれば受けて立つ。

Q 時間湯ははたして危険か？久保田一雄説は間違いないか？

Q 久保田医師の血栓説には見落としがある。高温浴で毛細血管は膨らみ血流が良くなり脳梗塞は起こり難い。又体温が38℃近くなるHSPのシャペロン効果で細胞の修復が行われる。草津温泉の殺菌効果を評価し、温泉地の温熱効果を設定するのは如何なものか？HSPは伊藤要子博士、詳細な実験と実績を持つ鄭忠和元教授などで明らかではないか？

町長

貴方は何の資格があるのか？先生は医者ですよ。何の資格を持つているのか？久保田先生、鈴木先生、布施先生の3人とも必要以上の温度に危機感を持っている。時間湯が安全というが事故を起こしていないという証明が出来るか。死亡診断書は余り厳密ではないので証明は難しい。鈴木先生は、「私は草津温泉で行われてきた超高温浴（摂氏48℃）の存在を少なくとも1930年代後半（昭和13年頃）より熟

知をしています。云々、中略、48℃温泉水に全身入浴すること（時間湯ではありません）は極めて危険な行為であると考えます。」と言い、また久保田先生はβ-エンドルフィンにより、身体のダメージとは別に脳のほうは幸福感を味わってしまうという。ヒートショックの危険性は万人が認めるところである。脱衣場と温泉の温度差、また温泉の温度差の問題で温泉の温度が高いほどショックが起こりやすい。だからこそ温泉の温度にこだわりを持っている。

Q 入浴事故は熱中症説が正しいのではないのか？

で、体温が40℃を超すと危険圏に入り、42℃で死亡するという説である。湯温42℃なら26分以上で体温は40℃を超えて危険だが、時間湯（48℃3分）では体温38℃程度でうまくできているのではないのか？

町長

医学論でいえば前が出るが、時の町長は私だから当然、一番草津温泉を知っている先生たちを採用するのは当たり前のことだ。先生方と議論するのは一向に、私はとめる立場には無い。手紙を出しただけで調査ではないというが、回答が来ているので調査である。個人には調査権はない。議会として議決して全体でその調査を依頼することは可能だが個人では聞けないということだ。もう、やっても意味がない。法的手続きをとればいい。条例違反だと言っているのだから。条例違反で訴えたかどうか、受けて立つ。

Q 最近、千葉科学大学黒木尚長教授が「入浴事故は体温の上昇による熱中症が原因」というヒートショックによる血圧の変動などに起因する通説を覆す説を発表した。入浴の温度と時間

※一般質問は質問者の責任で編集されています。



有坂太宏 議員

Q：住宅リフォーム助成について

Q まずは3月に「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定して頂いたことに御礼申し上げます。
最近の景気悪化やこの10月に予定されている消費税増税に加え、99年には中小企業基本法が大改悪されました。

「大企業と中小企業の格差はなくなった」とする誤った現状認識により、国は中小企業全体の底上げ支援をやめ、ベンチャーなど一部の企業への支援に特化する事になったことから、建設関連の中でも、中小漬しが進みました。草津町においても同様であります。

そういう中で、各地で創設された「住宅リフォーム助成」制度は、住宅のリフォームであることから、広範な住民が対象となるものであります。そして、地元業者の工事を対象としているものでありますから、景気対策として重要な意味があります。国の経済センサスによれば、草津町には建設業の事業所は59、うち個人事業所は30、法人事業所は29事業所です。この地元業者が潤い、しかも町民に喜ばれる制度を、是非お願いしたいと思えます。
吾妻郡内の代表的な「住宅リフォーム助成制度」の平成29年度利用状況では、中之条町で131件、工資金

額2億1732万4925円。補助額は1467万2千円。嬭恋村では135件工資金額3億2854万8332円、補助額は1672万2千円であります。数字が表している様に、この制度を利用しての経済効果、地元業者への波及も見込まれています。今すぐに高崎方式や吾妻郡内自治体と同様な制度を作っていただきたいとは申しませぬが、制度の策定を是非ご検討いただけないでしょうか？



町長 当該制度につきましては、住民の生活環境の向上及び定住の促進、緊急地域経済対策の一環として地域経済の活性化及び雇用の促進、住宅の機能向上を図ることを目的に20年程前に秋田県が最初に取り組みを開始、その後全国的に波及し、群馬県においても21市町村が住宅リフォーム支援に関連した制度を実施しております。

当町におきましては、観

光地という地域柄、まずは観光客を迎え入れる対策を第一と考え、対象地区限定ではあります。街なみ環境整備補助金を創設して、一般建築物や建設設備等の集景費、外構の修景費等を補助しており、年々利用者が増加し、今回の補正予算でも増額補正を提案させていただいているところであります。

また介護保険適用者宅の生活環境を整えるための改修費用の支援、重度障害者宅の住宅改修費の支援も行う福祉の向上に努めているところであります。

今回、ご提案いただいた「住宅リフォーム助成」制度ですが、一般住宅での改修ということで、地元業者・地域経済の活性化に繋がりが町民の生活を支援することで、町民の積極的な経済活動の参加を促していくという非常に効果の高い事業であることは認識しています。

既に草津町で実施している助成制度もありますように、店舗や介護支援、そし

て現在、検討している空き家対策の推進や、木造耐震改修など様々な改修目的が考えられ、支援方法にも違いがあると考えられます。

こうした多数の支援制度の全てを一度に整えるのは難しい面もありますが、地域の実情、現在実施している支援の利用状況、質問にもありましたように、多額の資金が必要と考えることから、予算確保等財政面を考慮しながら検討してまいりたいと考えておりますのでご理解のほど、よろしくお願いたします。



※一般質問は質問者の責任で編集されています。



新井祥子 議員

Q：共同浴場の安全な温度管理や運営について

草津は、ホテルや旅館、共同浴場、有料の大浴場や露天風呂、時間湯と様々な源泉、温度、雰囲気を持った浴場があり、お客様は観光や湯治など自分に合った目的を楽しみに訪れる。しかし7月には大滝の湯が、8月からは2カ所あった時間湯の温度が42度下げられた。その一方で、共同浴場の温度は高いまま、比較的入りやすいと言われていた。御座之湯でも44度、地蔵

の湯共同浴場も45度、風の湯においては50度、白幡も45度から47度、煮川の湯も平均的に47度の温度を維持していた。入湯には、温度だけでなく体調や飲酒なども事故の原因にあるとも思われる。

と、注意をする昔からの利用者とのトラブルを心配する声もある。逆転した温度など何とかいい方向に解決できないか。

町長

共同浴場の考えについて、12日に区長会が開催される。そこで正式に町として42度を推奨することを伝える。大半を区が管理しており、管理の方法や温度管理については基本的には区に任せる。

Q ①共同浴場で事故が起こった場合、誰の責任となるのか。共同浴場は高温のまま自由に入れるのに、時間湯はなぜ42度以下なのか。
②高温浴の危険を考えるならば、温度の高い共同浴場には安全管理をする管理者が必要ではないか。
③42度の監視カメラつき登録の時間湯より、47度の自由なお湯に入れる共同浴場に湯治客が増えていると聞いている。管理者のいない自己流の高温浴の湯治のほうに危険を伴うのではないのか。時代の変化で42度なら、共同浴場はどうなのか。白幡の湯には、八月の上旬に水道が設置されたが、そこから浴槽に加水しようとした観光のお客様

一つの浴場に対して50万円ほど補助金が出ており、各区がその温度管理や清掃もやっている。質問の中で、時間湯は温度が低くて共同浴場が高くなり、共同浴場のほうが危ないのでは、ということだが、長い草津の歴史の中で、共同浴場に管理人を置いたという事例はない。温度を低く設定して、安全に共同浴場に入っていたきたいというのが町の考え方である。

時間湯については、42度を44度まで引き上げる。これは、私が医学者の話を聞いた中で、44度ならば、草津の温泉は安全に入れるだろうという認識を持った。風呂に設置されている水は、清掃する時に使う水という意味で敷いている。湯の好みについては、仕方のないことである。

時間湯については、集団入浴が基本であるから、地蔵については一人の入浴は認めないが、千代の湯は見守り役的なもので対応したい。決定権は当局にある、それで進めてまいりたい。

Q 追加で質問です。

町は42度推奨で管理は区長という話だが、もし共同浴場で事故が起こった場合は誰の責任になるのか。区の責任になってしまうのか。

町長

法律論で言えば自己責任。自由に入れる風呂なので、風呂というのは危険が付きまとうので、これは自己責任。だから区長さん方に安全な温度をきちんと推奨するが個々の好

き嫌いもあるので、例えば48度入って何かあったときに誰の責任だ、と言われても、これは個人責任で、町が責任を負う必要がないと、そのように判断している。

Q 追加で質問です。

共同浴場は、42度を推奨しても管理が難しいのではないか。温度チェックは区長がするのか。細かい温度のチェックは、温泉課など町がするほうが安全ではないか。

町長

共同浴場が19カ所もありません。町職員が行って温度チェックするわけにはいけません。各浴場に温度計の設置、入るときに注意として42度を推奨していること、入るときの作法や入浴についての注意点を張り紙するなど考えられることは全て告示をした中で、町・区長の責任でもなく、自己責任になる。

7月24日開催 臨時会

こんなことが
きまりました

議案第1号

(総)

令和元年度 草津町一般
会計補正予算(第2次)

【補正額】 2000万円

【総額】 46億661万円

・ 行幸啓対策事業

・ 1431万円

・ ザスパ広告掲載負担金

・ 760万円

・ 予備費 △191万円

議案第2号

(総)

工事請負契約の締結

【工事名】 社会資本整備総
合交付金事業地蔵連絡通

路・高台造成整備工事

【金額】 1億6148万円

【相手方】 佐田建設株

【契約方法】 指名競争入札

議案第3号

(総)

工事請負契約の締結

【工事名】 社会資本整備総
合交付金事業町道立町中町

線外修景整備工事

【金額】 8305万円

【相手方】 佐田建設株
【契約方法】 指名競争入札

議案第4号

(総)

財産の取得

【取得財産】 基幹系、情報
系パーソナルコンピュータ

・ 205台、出力装置30台、ソ
フトウェア200ライセンス

【金額】 2252万円

【相手方】 光山電気工業株

【契約方法】 随意契約

【随意契約理由】

吾妻郡の共同調達事業と
して、郡全体でパソコン524

台分の入札を行った結果に
基づき落札した業者との間

で草津町分の契約を交わし
たため。

議案第5号

特別職の職員で常勤のもの
の給与に関する条例の一部
を改正する条例

時間湯の管理及び運営に
おいて不透明な経理が行わ
れてきたことに対し管理監

督責任を負うため、町長の
給与月額15%の削減するた
めの条例を一部改正しまし

た。

7月24日開催 全員協議会

臨時会の休憩中に全員
協議会が開催されました。

○湯長廃止について

① 医師法並びに薬事法(薬
機法)に抵触する可能性が
ある。行政としては、この
状況を放置することはでき
ない。

② 時間湯事業について、入
込数の矛盾、経費に関する
書類の欠如等など会計処理
や勤務体系など不透明であ
る。

③ 時間湯は高温浴ではない
ということ。時間湯の歴史
からみても時間湯の温度は
48℃の高温泉だけではな
く、38℃以上を時間湯とあ
る。

④ 近代医学と時間湯の関係
を検証する良い機会と考
え、現湯長制度と高温泉浴
の見直しである。

⑤ 元々時間湯は無料であつ
た。有料は草津温泉のスピ
リットに反するので、有料
であった時間湯はすべて無
料化する。

議会は言論の自由を尊
重し保障しているが、どん
な内容の発言も許される
わけではない。地方自治法
第132条では議場の秩序を
乱す発言、プライバシーに
関する発言、品位を落とす
発言を禁止し、同様に根拠
のない単なる風評などに
基づく発言も厳に慎むべ
きとしている。

町長より以上の内容の説
明がなされ、議員からは、
勤務体系及び会計状況につ
いて引き続き調査を行って
もらいたいという意見が多
かったが少数の反対意見が
ありました。

これらに違反した発言
は懲罰の対象となること
もあり、発言者は自己の発
言に責任を持つことが要
求される。

9月2日開催 全員協議会

中澤康治議員が本会議休
憩中に行われた全員協議会
において「幻の5号議案」勉
強しないぬるみの会」等の
発言、また町民に誤解を与
える内容の新聞折込等を行
ったことについて宮崎謹一
議員他4名から懲罰の動議
が提出され懲罰特別委員会
が設置されました。協議の
結果、戒告と議決されまし
た。

議会で発言の制限

「懲罰」ってなに?

懲罰とは議会の規律と
品位を保持するために、議
会の秩序を乱した議員対
して議会が科す制裁のこ
と。

- 一、公開の議場における戒告
 - 二、公開の議場における陳謝
 - 三、一定の期間の出席停止
 - 四、除名
- 以上の4つがあります。



市川祥史 議員

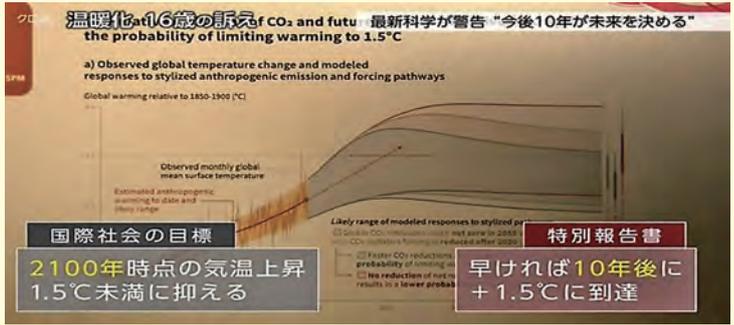
最近「16歳の少女が訴える温暖化非常事態」というニュースを見ました。気候変動が緊急事態にあると訴え、「未来がないのに学校に行っても意味がない」とスウェーデン議会の前で1人、プラカードを掲げ、その活動は「未来のための金曜日」として世界に拡大し若者から大人世代に責任を問う大きなムーブメントになっているというものです。

温暖化研究の世界的権威者の話では、地球の平均気温が産業革命からすでに、1度上昇しており、1.5度を越えさらに上昇すると悪循環に陥ってしまい後戻りできない状況になる。また、ここ10年が人類の未来を決める。と言っています。温暖化の要因は温室効果ガスで代表的なものは、二酸化炭素であり、おもに化石燃料を燃焼させると発生します。

ここ草津町でも年々気候が変化しているのを感じています。実は草津町から出るゴミの排出

量は、1人1日当たりの排出量において、群馬県平均986gを大きく上回り、2281gです。これは他県の有名観光地でも同様にみられる傾向のようですが、意識しないといけない数値だと思えます。

地球温暖化なのでスケールが大きく個人で出来ることは限られますが、電気をまめに消す・ごみの分別をする・適度な室内気温など日々できる事を心掛けていこうと改めて思いました。



議会内容をインターネットで見られます

議場へ傍聴にお越しになれない多くの町民の皆さんに議会で話し合われている内容を、インターネットを通しご自宅でご覧いただけます。

視聴方法

(下記のいずれかの方法でご覧ください)

- 草津町議会本会議中継録画配信ホームページ
(<https://www.kusatumachi-gikai.jp/>)
- 草津町役場ホームページ
(<https://www.town.kusatsu.gunma.jp/>)
のトップページから「草津町議会」→「本会議中継録画配信」
- インターネット検索
「草津町議会」で検索

草津町議会本会議 中継録画配信

草津町議会では、平成27年第1回定例会から「YouTube（ユーチューブ）」を利用した録画配信を行っています。
事後の書き置きを事前に取っていただけると、わかりやすい配信された議会の広域に努めております。

議会名	会期
●全員協議会	平成31年2月7日(木) 1日間
●平成31年第1回定例会	平成31年3月4日(月)～3月12日(火) 9日間
●令和元年第2回定例会(初議会)	令和元年5月8日(水) 1日間
●令和元年第3回定例会	令和元年6月5日(水)～6月12日(水) 8日間
●令和元年第4回定例会	令和元年7月24日(水) 1日間
●令和元年第5回定例会	令和元年9月2日(月)～9月10日(火) 9日間

本会議の録画映像は、平成4回の定例会(3月、6月、9月)および臨時会終了後、配信いたします。
※平成30年の録画映像一覧はこちらをご覧ください。
※平成29年の録画映像一覧はこちらをご覧ください。

草津町役場
公民ホール

行政と市民の調和、ハーモニー
長津町議会により
Harmony